

9月定例月議会における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、次のとおり実施する。

1 本会議について

- ・ 応招議員は、全ての本会議で全員議場に参加する。
- ・ 質疑・一般質問においては、一議員の質疑・一般質問が終わるごとに換気を行う。
- ・ 議長席、演台、一問一答席に透明パネルを設置し、これらの場所で発言する場合は、マスクを着用せずに発言できることとする。なお、発言者が替わるごとに演台及び一問一答席の消毒を実施するものとし、発言時間中における演台の消毒は、発言者の入替え時に速やかに実施する。
- ・ 傍聴受付用カウンターに飛沫防止用の透明の衝立を設置する。
- ・ 傍聴者については、非接触型体温計による検温のほか、間隔をとって着席することとし、親子傍聴席は使用しないこととする。

2 常任委員会について

- ・ 説明員が一堂に委員会室に入らないため、説明員を入れ替えしつつ議案の審査等を行う。
- ・ 委員会時間を短縮する観点から、説明員の説明、委員からの質問はできる限り簡潔に行う。
- ・ 適宜、換気を行う。
- ・ お茶の提供は行わない。

3 共通事項

- ・ 発熱または風邪の症状がある場合は、無理をせず欠席するものとする。
- ・ マスクの着用を必須とする。（手話通訳者はマウスシールド等の着用を認める。）
- ・ 消毒液を設置し、入室前に手指の消毒を必ず行う。
- ・ 各議員による傍聴の案内は自粛する。